医科点数表の解釈 令和8年6月版

Web追補（共通）No.5（令和８年11月号）

令和８年11月16日作成

● 以下の告示・通知により，本書の内容に変更が生じましたので，ここに追補します。
○ 令和８年10月30日　保医発1030第１号（令和８年11月１日適用）
○ 令和８年11月12日　厚生労働省告示第389号（令和８年11月13日適用）
○ 令和８年11月12日　厚生労働省告示第390号（令和８年11月13日適用）
○ 令和８年11月12日　保医発1112第４号（令和８年11月13日適用）

※ 令和８年11月13日「官報正誤」については，対応済みです。

● Web追補のバックナンバーは，当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)

■ 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より，本追補と併せてご確認ください。
・「疑義解釈資料の送付について（その14）」（令和８年10月28日医療課事務連絡）

【『医科点数表の解釈（令和８年６月版）』ウェブコンテンツ】
(https://ika.shaho.co.jp/r08_ika_kaishaku/)
◆ 施設基準（基本・特掲）等の届出書・届出様式やデータでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

※ 本追補は「オンライン医科点数表の解釈」の「デジタルブック」部分の追補にも対応しています。
オンライン医科点数表の解釈（会員登録サイト）：https://ika.shaho.co.jp/r08/
オンライン医科点数表の解釈（紹介ページ）：https://www.shaho.co.jp/iryou/#online

【医科点数表の解釈】

頁	欄	行	変更前	変更後
478 501 503 506 508	右	◆ 以下に掲げる「別表第九」の対象注射薬に「ゲフルリマブ製剤」及び「レカネマブ製剤」を加え，最終改正を「(最終改正；令 8.11.12　厚生労働省告示第389号)」に改める。 ・Ｃ101の「(在宅自己注射指導管理料の対象注射薬「注１」)」 ・Ｃ151の「(注入器加算の対象注射薬「注」)」 ・Ｃ152の「(間歇注入シリンジポンプ加算の対象注射薬「注」)」 ・Ｃ152-2の「(持続血糖測定器加算の対象注射薬「注１」)」 ・Ｃ153の「(注入器用注射針加算の対象注射薬「注」)」		
515	右	◆ Ｃ200薬剤の「(投与の対象となる注射薬)」の(1)中，「【厚生労働大臣の定める注射薬】」に「ゲフルリマブ製剤」及び「レカネマブ製剤」を加え，改正履歴として「(令 8.11.12　保医発 1112　4)」を加える。		
532	右	◆ Ｄ004-2悪性腫瘍組織検査の「(悪性腫瘍遺伝子検査について)」の(4)のコの次に「サ　神経膠腫におけるＢＲＡＦ遺伝子検査（次世代シーケンシング）及びＢＲＡＦ融合遺伝子検査（次世代シーケンシング)」を加え，改正履歴として「(令 8.10.30　保医発 1030　1)」を加える。		
545	右	◆ Ｄ006-19がんゲノムプロファイリング検査の「(がんゲノムプロファイリング検査について)」の(1)のカの⑬の次に「⑭　神経膠腫におけるＢＲＡＦ遺伝子検査及びＢＲＡＦ融合遺伝子検査」を加え，改正履歴として「(令 8.10.30　保医発 1030　1)」を加える。		
1071	右	〔Ｎ002免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の「６」ＡＬＫ融合タンパクの所定点数（2,700点）を準用する項目として追加〕 ◇ ＦＯＬＲ１タンパクは，再発卵巣癌患者に対して，抗葉酸受容体α抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として，ＨＱリンカーを用いた免疫組織化学染色法により病理標本作製を行った場合に，Ｎ002免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の「６」ＡＬＫ融合タンパクの所定点数を準用して算定する。ただし，再発リスクが高い場合や既存治療で十分な効果が得られない可能性が高い場合には，関連学会の定めるガイダンスに沿って実施した場合に限り，初発卵巣癌患者に対しても算定できるが，この場合においては，本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお，当該薬剤の投与方針の決定までの間の１回に限り算定できる。 図 (令 8.10.30　保医発 1030　1)		

【医科点数表の解釈・オンライン医科点数表の解釈（デジタルブック）共通】

※書籍とデジタルブックでは頁がずれている部分があります。本追補では，頁がずれている部分については，「デジタルブック」の該当頁を「*青文字斜体*」で表示します。

頁	欄	行	変更前	変更後
1287 *1286*	ー	上から５行目	◆　「最終改正」を以下のように改める。 （最終改正；令和８年11月12日　厚生労働省告示第390号）	
1290 *1289*	左	◆　「第十　厚生労働大臣が定める注射薬等」の「一　療担規則第20条第二号ト及び療担基準第20条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」に以下の薬剤を追加 「ゲフルリマブ製剤」及び「レカネマブ製剤」		
1689 *1695*	ー	上から８行目	◆　「最終改正」を以下のように改める。 （最終改正；令和８年11月12日　厚生労働省告示第389号）	
1728 *1734*	◆　「**別表第九**　在宅自己注射指導管理料，間歇注入シリンジポンプ加算，持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」に以下の薬剤を追加 「ゲフルリマブ製剤」及び「レカネマブ製剤」			

【訂正；医科点数表の解釈・オンライン医科点数表の解釈（デジタルブック）共通】

●以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

※書籍とデジタルブックでは頁がずれている部分があります。本追補では，頁がずれている部分については，「デジタルブック」の該当箇所を「*青文字斜体*」で表示します。

頁	欄	行	変更前	変更後
1287 *1286*	右	上から６行目	４分の１	２分の１
1288 *1287*	左	下から16行目	保険医療機関	保険医療機関及び保険薬局
1288 *1287*	左	下から10行目	第十四号	第十三号及び第十四号
1288 *1287*	右	上から30行目	急性期一般入院基本料	急性期病院一般入院基本料，急性期一般入院基本料
1288 *1287*	右	◆　「第三」の「四」を以下のように訂正 四　保険医療機関又は保険薬局が表示する診療時間又は開局時間以外の時間における診察等 ㈠　当該診察等は，当該保険医療機関又は保険薬局において対面で行われるものであって，患者が当該保険医療機関又は保険薬局の診療時間又は開局時間以外の時間に診察等を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。 ㈡　当該診察等は，医科点数表の第１章区分番号Ａ000の注７，区分番号Ａ001の注５及び区分番号Ａ002の注８，~~並びに~~歯科点数表の第１章区分番号Ａ000の注７及び注８並びに区分番号Ａ002の注５及び注６並びに診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤点数表」という。）の第１節区分番号01の注４に規定する保険医療機関又は保険薬局が表示する診療時間又は開局時間以外の時間における診察等に係る加算の対象となるものであってはならないものとする。		
1289 *1288*	右	◆　「第三」の「十五」として以下のように追加 十五　近視の進行抑制を効能又は効果として，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条第１項又は第19条の２第１項の承認（医薬品医療機器等法第14条第15項（医薬品医療機器等法第19条の２第５項において準用する場合を含む。）の変更の承認を含む。）を受けた者が製造販売した当該承認に係る医薬品の支給 ㈠　当該支給は，患者が当該医薬品の支給を希望した場合に行われるものに限られるものとする。 ㈡　当該医薬品の支給に係る費用徴収その他必要な事項を当該保険医療機関及び当該保険薬局内の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。 ㈢　原則として，当該医薬品の支給に係る費用徴収その他必要な事項をウェブサイトに掲載しなければならないものとする。		
1290 *1289*	左 左	上から15～17行目	（令和９年４月１日以降においては別表第１に収載されている医薬品を，令和８年４月１日以降においては別表第２に収載されている医薬品を除く。）	（令和９年４月１日以降においては別表第１に収載されている医薬品を除く。）
1305	右	◆　「第三の四」の「㈠」を以下のように訂正 ㈠　当該診察等は，当該保険医療機関又は保険薬局において対面で行われるものであって，患者が当該保険医療機関又は保険薬局の診療時間又は開局時間以外の時間に診察等を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。		



『医科点数表の解釈』編集部
@ika_kaishaku

https://x.com/ika_kaishaku

X（旧Twitter）では医療図書のご案内や追補などの情報提供，その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。